

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—古典文学×伝統芸能×新技術「新猿楽記」 制作及び公演業務 仕様書（案）

1 業務名称

KYOTO STEAM—世界文化交流祭—古典文学×伝統芸能×新技術「新猿楽記」制作及び公演業務

2 契約期間

契約の日から令和2年3月31日（火）まで

3 契約金上限額

金28,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 支払い条件

14,000,000円を概算払いにて支払う。残額は、公演終了後に、全ての業務についてKYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会（以下「実行委員会」という。）の履行確認を受け、提出を求められている成果物を実行委員会が検収した後に、受託者からの請求により支払う。

5 事業概要

各地域が誇る様々な文化観光資源を体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進し、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充を図ることを目的とした日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業として、平安中期に藤原明衡が著した「新猿楽記」の記述をベースに、新たなエンターテインメントの創造を目的に、総合演出の高橋 浩（演劇プロデューサー・演出家）と共に、2018年度に始動した「新猿楽記」創成プログラムの成果を示す舞台芸術作品を制作し、KYOTO STEAM—世界文化交流祭—2020の開催期間中に上演する。

(1) 上演日時

令和2年3月29日（日）※時間未定、2回公演

(2) 定員

合計3,000名（各回1,500名）

※未就学児童は入場不可。小学生は保護者同伴

(3) 場所

ロームシアター京都 メインホール

(4) 総合演出

高橋 浩 氏（演劇プロデューサー・演出家）

(5) 演目

新猿楽記

(6) 料金

前売・当日 1,000円

6 業務内容

- (1) 制作業務・高橋 浩（演劇プロデューサー・演出家）の総合演出として制作を行うこと。
 - ・2018年度に実施した「古典文学×伝統芸能×メディアアート『新猿楽記・Revision～序～』創成プログラム始動！」の内容を踏まえて制作すること。
 - ・本事業は文化庁補助事業「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（文化資源活用推進事業）」の補助を受けて実施するものであるため、同補助事業の趣旨・目的等を理解のうえ制作すること。

参考URL http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/1413006.html

(2) 公演の実施

実行委員会と密に意思疎通を行い、次に掲げる業務（以下「公演実施業務」という）を行い、公演を実施すること。

ア 業務全般の統括管理

- ・事前準備から公演当日、事後の業務までが円滑に実施されるよう、統括管理を行う。
- ・事業の実施体制、実施内容、公演、事業報告までのスケジュールを含めた事業実施計画書を作成する。
- ・公演実施までのスケジュールに基づいた制作進行管理を行う。

イ 運営

- ・出演者及び協力者との協議、連絡調整等を行う。
- ・ディレクター、運営スタッフ等の配置及び連絡調整等を行う。

ウ 各種資料等の作成

次の資料等を作成し、事前に実行委員会と協議して承認を得たうえで、関係者に共有すること。

- ・進行台本
- ・舞台構成図
- ・舞台設営等の会場図
- ・事業実施計画書
- ・公演に係る運営計画書
- ・事業実施報告書

エ 広報関係業務

- ・公演ポスター・チラシ・パンフレット制作（多言語）
- ・プレスキット作成
- ・広報営業に関すること

(3) 上記（1）及び（2）に付随する業務

6 業務実施条件

- ・実行委員会と十分な協議及び連絡を取り業務を進めること。
- ・開催場所での法令に関わる必要な届出については、受託者が必要な書類を作成し、本業務において行うものとする。
- ・事業実施スケジュールについては、受託者選定後、別途協議するものとする。

7 成果物

成果物	内容	納入時期
事業実施計画書	事業の実施体制、実施内容、スケジュール等をまとめたもの	事業着手前
公演運営計画書	スタッフ配置表、進行台本、舞台構成図、会場図等をまとめたもの	着手後速やかに
その他	事業実施に当たり、実行委員会等と協議し、必要と認められたもの一式。	適時
事業実施報告書	上記の成果物で最終確定したもの（紙面及びデータにて提供すること）	公演終了後、速やかに

※ 報告書については事前に案を作成し、事務局の承認を得た後に本成果物として作成すること。

8 その他

(1) 成果物の公表

受託者は事務局の許可なく成果物の内容を公表しないこと。

(2) 著作権

成果物に係る著作権その他の権利（著作者隣接権など）についての交渉及び処理については、受託者が納品前に行うこととし、その経費は契約金を含む。また、本業務に関する著作権（制作過程で作られた著作権を含む。）は、受託者に帰属する。

(3) 映像等の利用

実行委員会は、受託者が制作した映像等の成果物を「KYOTO STEAM-世界文化交流祭-」事業において利用できることとし、京都市が同目的で利用する場合も同様とする。また、実行委員会が映像等の全部又は一部を第三者に使用させる場合は、事前に受託者の承諾を得るものとする。

なお、受託者が本事業以外で使用する場合は、実行委員会に事前連絡を行うこととする。

(4) 書類等の保管

本事業の収入、支出を証する書類等については、適切に5年間保存し、実行委員会の求めに応じて提出すること。

(5) 法令順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。

(6) 自主的な情報収集

受託者は、業務の実施に必要な情報を自主的に収集、報告するとともに業務遂行に当たり有益な提案を積極的に行うこと。

(7) 秘密の保持

受託者は、本契約業務履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(8) 委託金額の範囲

本業務の遂行に必要な資料、情報の収集、実施例の調査等は本業務に含まれる。したがって、追加費用は一切請求できない。

(9) 委託料の減額

契約内容の不履行が発生し、実行委員会の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと実行委員会が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額する。

(10) その他

この仕様書の定めがない事項並びに事業の実施に関して疑義が生じた場合は、受託者は、速やかに実行委員会と協議を行うものとする。

9 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に適切な措置を講じること。また、事業実施に関し、必要な保険に加入しておくこと。